

**安全で安心な「国分寺市」へ!  
まちの防犯に関する市の方針**

平成 19 年 4 月 1 日

国分寺市

# 安全で安心な「国分寺市」へ!

## まちの防犯に関する市の方針

### 目次

第1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2. 方針の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第3. 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

#### 〈方向性1〉

～防犯に最も重要な役割が求められる，地域の意識啓発と防犯活動～

1 市民の防犯意識の啓発と防犯活動を支援するために

(1) 市民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供・・・・・・・・ 2

(2) 安全に関する意識を高めるための啓発活動・・・・・・・・ 3

(3) 市民の自主的な防犯活動への支援・・・・・・・・ 3

#### 〈方向性2〉

～人.地域.関係機関のネットワークづくり・連携～

2 市，市民，警察との緊密な連携を深めるために・・・・・・・・ 4

#### 〈方向性3〉

～犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策～

3 子どもの安全の確保のために・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

〈方向性4〉

～犯罪に強いまちづくり・安全環境の整備～

4 まちづくりにおける安全な環境の整備

(1) 防犯の視点に立ったまちづくりについて・・・・・・・・・・ 6

(2) 公共施設【建物】の安全・・・・・・・・・・ 7

第4.おわりに・・・・・・・・・・ 8

# 安全で安心な「国分寺市」へ！

## まちの防犯に関する市の方針

### 第1. はじめに

近年、凶悪犯罪等が社会問題化しており、市民はまちの安全や生活に不安を感じることが多くなってきています。

従来、防犯を担うのはもっぱら警察の役割とされてきました。しかし、まちの安全を守るためには、警察の力に頼るだけでは十分ではありません。防犯に対する市民の関心や要望は高まりつつあり、市も必要な役割を果たすことが強く求められてきています。地域のコミュニティが希薄化しつつある中で、市に求められるのは、物理的な環境の整備及び、警察・市民・事業者・学校関係者等が連携・協働するためのコーディネーターとしての役割です。

そこで市は、「安全で安心なまちづくり」をめざして、市政運営の柱となる市民参加・協働の推進を踏まえた地域や人のつながりを基本とした「国分寺市安全・安心防犯についての市の方針」をまとめました。

### 第2. 方針の趣旨

このたび『安全で安心な「国分寺市」へ！ まちの防犯に関する市の方針』をまとめるにあたっては、「まち」という公共の領域をおびやかす犯罪の発生をいかに予防するか、またさらに踏み込んで、犯罪が起これにくいまちの環境をどうしたら築くことができるかをテーマとしました。

そこで、方針の目指す方向性を大きく[啓発活動]、[ネットワーク]、[子どもの安全]および[まちの環境づくり]の4つのテーマに整理して以下のように区分し、それぞれについて現状・課題・方針の観点から分析しました。

1. 「防犯に最も重要な役割が求められる、地域の意識啓発と防犯活動」
  - (1) 情報提供
  - (2) 意識啓発
  - (3) 活動支援
2. 「人、地域、関係機関のネットワークづくり・連携」
3. 「犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策」
4. 「犯罪に強いまちづくり・安全環境の整備」

- (1) 「防犯の視点」
- (2) 「公共施設の安全対策」

なお、これらの方針は、平成19年度から展開される市の長期総合計画において方向付けされている防犯施策と整合する考え方となっています。

### **第3. 施策の内容**

ここでは、前記「第2方針の趣旨」で分類・整理した区分に基づき、それぞれの施策ごとに方針を説明します。

#### **《方向性1》**

**～防犯に最も重要な役割が求められる、地域の意識啓発と防犯活動～**

#### **1 市民の防犯意識の啓発と防犯活動を支援するために**

##### **(1) 市民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供**

###### **①[現状]**

従来、不審者情報等の情報提供は、教育委員会を中心に行われているのみでした。その、情報伝達方法は、小金井警察署等から教育委員会指導室に連絡が入り、指導室からファックスで各学校や関係する所管に情報を送信するというものでした。そこで平成18年9月からは、今までの方法に加え、くらしの安全課で「国分寺市安全・安心メール配信サービス」として、犯罪情報や事件情報を登録者の携帯電話や自宅のパソコンにメール配信するサービスを開始しています。

###### **②[課題]**

不審者情報等を受けた学校は、緊急連絡網や文書により保護者に連絡しています。しかし、たとえば電話連絡では不在も多く伝達に時間がかかり、必要なときに必要な情報が得られない問題があります。その問題を解決するため、迅速な情報提供ができるようにメール配信サービスを開始しておりますが、連絡を受けても子どもの安全確保ができない家庭への対応や、市民へのよりの確かな不審者情報等の伝達方法の検討も必要です。

さらに、今後は、市民全体の安全を守るために正確な情報をより迅速に伝えていくことが必要になっており、市民の生命に影響を与えるような場合における防災無線を利用した情報提供も検討課題です。

その一方で、誤った情報提供による人権侵害等にも配慮が必要であり、取扱いの基準を明確にした上で情報提供をしていく必要があります。

### ③【方針】

正確な防犯情報を迅速に提供することは、犯罪抑止・予防や二次被害の防止に大きく役立ちます。そこで、今後は、人権やプライバシーに配慮した情報提供の基準をつくり、市民に正確で迅速な情報提供を行っていきます。さらに、ネットワークの整備に取り組み、あわせて、現在活動する組織についても連携の強化と拡充を進めます。

## (2) 安全に関する意識を高めるための啓発活動

### ①【現状】

侵入窃盗やひったくり、乗り物窃盗などの街頭犯罪は、減少傾向にありますが、犯罪内容は複雑化・巧妙化しています。また、近年増加している架空請求や振り込め詐欺等の知能犯罪も、平穏な生活をおびやかす犯罪です。

市では、以前から市民が詐欺等の被害に遭わないよう、出前講座や消費生活相談を行っています。平成 17 年からは庁用車及び協力事業車に防犯シートを掲示することにより、市民の防犯意識を高める啓発活動を始めています。防犯に関する情報提供を継続的に行い、より効果的に啓発を行うため、平成 18 年の市報では「防犯かわら版」と題するシリーズ連載を行い、市民の防犯意識向上に努めています。また、市ホームページにも同じ内容を掲載し、継続的に意識啓発ができるよう取り組んでいます。

一方、市民は、自治会・町内会の掲示板や回覧板等を活用して注意を喚起し、地域の防犯意識を高めるための活動を展開しています。また、警察が行う防犯講習会等に参加し、犯罪への対処法を実際に学ぶ活動も自発的に行われています。

### ②【課題】

防犯に対する意識啓発・促進や情報収集・提供等に関する市の取り組みは、まだ十分とは言えません。今後は、市民の生活の安全を守るための情報提供をさらに充実させるとともに、防犯に関する啓発活動を幅広く積極的に進めることが大切です。

### ③【方針】

市は、防犯に関する情報収集を積極的に推進するとともに、市報や市ホームページを活用して市民の防犯意識を高めるための情報提供や啓発活動に努めます。そして、警察との連携により、講習会や地域ごとの防犯座談会も開催します。また、掲示板・回覧板を利用して市民への継続的な啓発活動も推進していきます。

### **(3) 市民の自主的な防犯活動への支援**

#### **①【現状】**

都が平成 17 年 8 月に実施した「都民生活に関する世論調査」では「防犯・風紀対策」が要望の中でトップになっています。また、平成 18 年 1 月に市が実施した「市民意向調査」でも、要望の上位になっています。これらが示すように、市民は「安全で安心な生活」を強く望んでいます。「自分の安全は自分で守る」「地域のことは地域で守る」という市民の意識が高まり、自主防犯組織によるパトロールなども実施されています。

#### **②【課題】**

自主防犯活動を行っている市民活動団体からは統一のユニフォームなどの防犯用品の充実を求める要望が出ています。自主活動を支援し活動の効果を高めるために、防犯用品を貸出すことが必要です。地域が一丸となって防犯活動を行うことにより、犯罪発生率も減少すると考えます。

自主活動を始めようとする地域や団体に対しては、そこで必要な支援は何なのかを十分に把握し、地域の防犯力を高めるための組織づくりや環境づくりを支援していくことが必要です。

#### **③【方針】**

自主防犯組織は、市民や地域の防犯意識の高まりとともに組織化、活動等今後さらに活発化していくものと予測されます。そこで市は、それらの地域活動を支援するため、防犯用品の貸出し等を促進し、自主的な活動のさらなる応援をしていきます。

また、自主防犯組織による活動は、子どもの登下校の安全確保だけでなく、高齢者や障害者などを地域で見守るうえで大きな役割が期待されるため、関連機関と協力しながら地域の安全な暮らしを守るための組織づくりに向けた支援や交流を行っていきます。

### **《方向性 2》**

#### **～人、地域、関係機関のネットワークづくり・連携～**

### **2 市、市民、警察との緊密な連携を深めるために**

#### **①【現状】**

平成 15 年ごろから、国分寺駅周辺において、風俗店等の客引き行為、キャッチセールス、悪質なつきまとい勧誘行為などが頻発するようになり、駅周辺の生活環境は急速に悪化しました。そのため、駅利用者や地域住民からは、環境改善を強く望む声が多くあがりました。そこで、地域の安全を自ら支えていこうとする市民が立ち上がり、市・

警察との連携のもと国分寺市商工会を中心に防犯パトロール活動を展開し、現在も続けられています。このような地域の活動がきっかけとなって「つきまとい勧誘行為防止条例」が平成 17 年 3 月 1 日に施行され、同時に「つきまとい勧誘行為防止パトロール」が実施されました。その結果、悪質なつきまとい勧誘行為は減少しています。

市民や事業者は、地域の安全を守るためのさまざまな自主防犯活動を行っていますが、市・市民・警察等が協力しあえる環境が整っておらず、防犯に必要なべき連携は十分とは言えません。

## ②【課題】

市民の声が「つきまとい勧誘行為防止条例」の制定につながりましたが、条例の効果をより高め、公共の安全を守るためには、小金井警察署はもとより、隣接する立川・府中・小平の各警察署とも連携の取れた施策を行うことが不可欠です。また、防犯協会との協力体制の確立や、市内の郵便局、新聞販売業者、宅配業、商店及び輸送業などの各事業者と連携を深める取り組みも必要であり、犯罪抑止効果を高める「防犯シート」の掲示など、協力体制を強化していくことが必要です。

## ③【方針】

市は、市民及び警察との連携を密にし、地域ぐるみの防犯活動を行うことにより犯罪の抑止力を高め、犯罪の発生しにくい地域づくりに努めます。また、市民、事業者及び警察により構成され、さまざまな対策や活動方針を協議・推進する組織整備に努めます。以上のような方向により、市民及び関係機関との連携を取り合った地域ぐるみの防犯活動を推進します。

## 《方向性 3》

### ～犯罪の標的にされやすい子どもの安全対策～

## 3 子どもの安全の確保のために

### ①【現状】

平成 17 年に広島県や栃木県で発生した児童誘拐殺人事件以降、通学路の安全確保は、多くの自治体で重要な施策になっています。

市では現在、小学校を中心として子どもたちの防犯活動を行っており、その中でも PTA・自治会・町内会・国分寺市社会福祉協議会と連携を図り、それぞれの団体の協力を得て、登下校時間に合わせてパトロール活動や見守り運動を行っております。また、教育委員会では、約 1,000 世帯の家庭に依頼して「子ども 110 番の家」を設置し、子どもたちの通学の安全確保に努めています。さらに、学校や P T A を中心とした活動とし

では、通学路の安全マップづくりや警察と連携したセイフティ教室の開催などが実施されており、それらを通して犯罪にあわないための教育にも努めています。

市内の各学校や児童福祉施設では、「防犯器具」を常備し、各施設には非常通報装置「学校 110 番」も設置しています。また、安全のための講習会も実施しています。

くらしの安全課が P T A に実施した防犯アンケートでは、情報提供の要望も強くあることから、メール配信サービスも開始しています。

## ②【課題】

「子ども 110 番の家」の協力者に対しては、子どもが救助を求めて来たときの対処法等について、警察と協力した講習会・勉強会を開催することが必要です。また、「子ども 110 番の家」のみならず、コンビニエンス・ストアや商店などへ子どもが助けを求められることができるような環境づくりが必要です。子どもたちの安全を継続的かつ効果的に確保するためには、地域の協力が不可欠です。このような活動を、すべての小学校で進めていくための仕組みを構築して行くことが大切です。また、学校ごとに地域の団体、P T A 及び関係機関等が子どもの安全対策について協議し実践できるどだい作りも必要です。

## ③【方針】

市は、子どもたちを取り巻く環境の安全を確保するために、学校を中心として地域との連携を深め、「子ども 110 番の家」の一層の推進を目指します。そして、子どもの安全対策について検討する組織を立ち上げ、推進します。また、子ども対象のセイフティ教室や子どもの視点に立った講習会などを実施し、子どもの自己防衛力を高めます。さらに、緊急時における児童福祉施設利用の保護者に対しては、情報配信システムの活用等により子どもの安全確保を強化していきます。

### 《方向性 4》

#### ～犯罪に強いまちづくり・安全環境の整備～

## 4 まちづくりにおける安全な環境の整備

### (1) 防犯の視点に立ったまちづくりについて

#### ①【現状】

都の安全安心まちづくり条例では、住宅における犯罪の防止に関する指針を定めています。また、同条例では、共同住宅の建築にあたって、所轄の警察署長へ犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して意見を求めるよう定めています。

市でも、国分寺市まちづくり条例において、防犯まちづくりの推進を図るため、一定

規模以上の共同住宅の建築等を行うときは、犯罪防止に配慮した計画、整備等について所轄の警察署長の意見を求めなければならない旨を規定しています。

現在、市内には、夜間の交通安全や犯罪防止に配慮した街灯（蛍光灯）が約 7,400 本、道路照明灯（水銀灯）が約 1,600 本設置されていますが、市民からはさらなる設置要望や不点灯の修繕依頼が多く寄せられています。

## ②【課題】

市内には、自然が多く残っており、良好な生活環境の形成に寄与していますが、安全性の観点からは一定の配慮が必要であると言えます。

そのことは、空き家・空き地についても同様であり、他の自治体の状況なども見ながら、今後どのような対応が求められていくべきか、課題の一つといえます。

市内に設置されている約 9,000 本の街路灯の適切な維持管理については、球切れ等での不点灯をなくすため、自治会・町内会等との一層の協力体制が必要です。

## ③【方針】

建築関係の事業者に対し、市は、国分寺市まちづくり条例第 72 条の遵守について周知と啓発を推進します。そして市民に対しては、犯罪に強い家づくりの普及を図り、生活の安全確保に努めます。また、道路や公園などの都市施設に関しては、防犯の観点から構造・設備等の再点検を行い、安全・安心に配慮したまちづくりを目指します。

## （2）公共施設【建物】の安全

### ①【現状】

誰でも自由に入出入りできる公共施設では、置き引き等の犯罪が発生しています。これらの犯罪を防ぐために、施設管理者は利用者に注意を喚起しているところですが、建物内外での死角となる部分に対する安全対策が難しい状況にあります。

### ②【課題】

何よりも大切なことは、施設利用者自身が、常に防犯の意識を持つことです。そのため市は、利用者に対し防犯情報の提供を行うことが必要ですが、児童館など子どもが利用する施設では、教育的な配慮もしながら啓発活動を進める必要があります。また、建物内外で死角となる場所を点検の重点エリアとして巡回等を定期的に行うなど、安全の確保を図ることも必要です。

### ③【方針】

犯罪防止の観点から、市は、公共施設を定期的に見回るなどの点検等を行い、特に建

物内外にある死角部分を重点的に配慮した安全の確保に努めます。また、公共施設内外の死角をなくすための改善を行います。さらに、施設利用者へ向けでは、安全面・防犯面についての情報提供や啓発活動を行い、安全性の向上に努めます。

#### **第4. おわりに**

市は、この『安全で安心な「国分寺市」へ まちの防犯に関する市の方針』を、今後のまちの防犯を推進するための基本と位置づけ、この方針をもとに長期総合計画に沿った施策の展開を目指していきます。ここで掲げた考え方が達成されるかどうかは、人と地域と関係組織との有機的な結びつきがどのように達成されるかにかかっています。

そこで市は、今後、市内での横断的な対応を踏まえ、継続的に市民および他機関と緊密な情報交換を図りながら、より実効性の高い方針へ発展させることに努め、「安全・安心を思いやるまなざしがゆき渡るまち」の実現を目指していくこととします。